

京都市告示第593号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年2月28日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
下鴨緯24号線	左京区下鴨本町20番地の6地先内	旧	メートル 3.30	メートル 7.35 ~ 12.65
		新	3.30	7.40 ~ 13.10

(建設局土木管理部道路明示課)